

令和7年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和7年3月28日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
報告事項5 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきまして

	は、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が２件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いします。
課長補佐	【番号１ 調書を朗読】 番号１の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	３月１９日、杵原圭子委員と現地を調査しました。 申請地は稲葉町地内で、稲葉町交差点を西へ６００メートルほど進み、１本目の交差点を左折し、５００メートルほど進んだところに位置しています。 西側は幅約５メートルの道路が南北に走り、南側には幅約３メートルの道路が東西に走っています。 譲渡人は高齢により耕作が困難になり、譲受人は自宅から申請地が近く、営農拡大を希望していることから、譲受人に当該農地を譲渡し、耕作を続けていくというものです。 申請地内に土管がありますが、これは愛知用水のバルブの設置に伴うもので、現在は使用されておりません。耕作には支障はないものと思われます。また、申請地には畝が残っており、すぐに耕作できる状態となっています。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号１について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	譲渡人と譲受人の関係は分かりますか。
荒谷弘美 委 員	親戚にあたります。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号１について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号１については、許可することに決まりました。 続いて、番号２について、事務局から説明をお願いします。

課長補佐	【番号２ 調書を朗読】 番号２の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく願います。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	３月１９日、水野郁代委員と現地を調査しました。 申請地は東印場町交差点を南に進み、突き当たりを東に１００メートルほど進んだところに位置しています。 譲渡人は農地を相続しましたが、農業経験がなく、今後も耕作の予定はありません。当該農地は利用状況調査でも遊休農地に分類されています。また、譲受人は法人の会長であり、申請地の近くで僅かに耕作しています。営農規模の拡大を希望し、今回の申請に至りました。 なお、譲受人は農機具を所有しており、従業員家族も協力者として農業に従事します。 周辺農地への影響については、当該農地は以前畑として耕作されていたため、支障はないと考えられます。なお、現在は蔓状の植物が生えていますが、譲受人が対応して耕作する予定です。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
水野政起 委 員	譲受人は法人の会長ですか。
森下幸夫 委 員	そのとおりです。ただし、購入は個人です。譲受人に聞き取りを行い、現在の耕作地も確認しました。譲受人は以前瀬戸市でも耕作しており、本人に耕作の意思があります。
飯沼勝則 委 員	市内の他の場所では、無断で資材置場になってしまったところもあります。今後、そうならないためにも利用状況調査で定期的に確認する必要があります。
水野政起 委 員	営農計画書で耕作期間が半年程度となっていることが不安です。
水野洋子 委 員	瀬戸市の耕作地はどうなりますか。
森下幸夫 委 員	瀬戸市の土地については地目が農地ではなく、現在は耕作していません。
水野洋子 委 員	蔓状の植物の対応は可能ですか。

森下幸夫 委 員	対応可能とのことですが。
飯沼勝則 委 員	西側の農地は耕作されていますか。
森下幸夫 委 員	耕作されています。西側の農地の耕作者は申請地の蔓状の植物に困っている状況です。
水野政起 委 員	許可には賛成ですが、営農計画書については耕作期間を延ばすよう事務局から指導をお願いします。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2については、許可することに決まりました。
会 長	これをもって本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項5「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項5「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条の規定による届出が、9件で2,388.29平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅8件、露天駐車場1件です。これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。 お手元にお配りしました「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてです。 農水省の通知では、農業委員会は3月末までに次年度の目標を設定し、4月末までに公表することとされています。つきましては、別添のとおり令和7年度の最適化活動の目標を設定させていただきましたので、内容をご確認いただき、ご意見等があれば4月11日（金）までにご連絡いただければと思います。内容の詳細については、事務連絡にて説明いたします。 また、今年度の農業委員の皆さん及び農業委員会全体の活動に対する

	点検・評価については、5月末までに実施することとなっていますので、改めてご案内させていただきます。お知らせは以上です。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は4月28日(月)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____